

芦教委第1号議案

芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について

芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和8年5月7日提出

芦屋市教育長 野村 大祐

提案理由

兵庫県における高校生等奨学給付金制度の対象拡充に伴い、給付対象及び給付額を調整するため、及び選考委員会について廃止するためこの規則を制定しようとするもの。

芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則

芦屋市奨学金給付規則（平成4年芦屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱又は当該年度の兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく高校生等奨学給付金制度（以下「<u>高校生等奨学給付金制度</u>」という。）の対象となる学校に在学し、<u>県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額</u>（以下「<u>住民税所得割額</u>」という。）が非課税である世帯に属する者は奨学金の給付を受けることができない。</p> <p style="text-align: center;">(給付額)</p> <p>第3条 <u>奨学金の給付を受けようとする年度分の県民税所得割及び市町村民税所得割</u>（以下「<u>住民税所得割</u>」という。）が課税されている世帯に属する者であつて、<u>前条第1項第1号に規定する学校のうち、国立又は公立の学校に在学する者、及び私立</u></p>	<p style="text-align: center;">(資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱又は当該年度の兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく高校生等奨学給付金制度の対象となる学校に在学し、<u>市町村民税所得割額が非課税である世帯に属する者は奨学金の給付を受けることができない。</u></p> <p style="text-align: center;">(給付額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号に規定する学校のうち、国立又は公立の学校に在学する者に対する給付額は月額5,000円とし、<u>私立の学校に在学する者に対する給付額は月額7,000円とする。</u></p>

改正後			改正前	
<u>の学校に在学する者に対する給付額について、次の表に定める額とする。</u>				
給付対象区分	給付額（月額）			
	国公立	私立		
住民税所得割額が105,500円未満	1,020円	2,790円		
住民税所得割額が105,500円以上182,500円未満	2,010円	3,840円		
2 前項の規定にかかわらず、奨学金の給付を受けようとする年度分の <u>住民税所得割</u> が課税されている世帯に属する者であって、高校生等奨学給付金制度による給付を受けることができる通信制の <u>国立又は公立の学校に在学する者、及び通信制の私立の学校に在学する者に対する給付額については、次の表に定める額とする。</u>			2 前項の規定にかかわらず、奨学金の給付を受けようとする年度分の <u>市町村民税所得割</u> が課税されている世帯に属する者であって、高校生等奨学給付金制度による給付を受けることができる通信制の <u>学校に在学しているものに対する給付額については、国立又は公立の学校に在学する者に対する給付額は月額2,000円とし、私立の学校に在学する者に対する給付額は月額3,000円とする。</u>	
給付対象区分	給付額（月額）			
	国公立（通信制）	私立（通信制）		
住民税所得割額が105,500円未満	600円	1,560円		
住民税所得割額が105,500円以上182,500円未満	950円	1,920円		
3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に規定する学校のうち、高校生等奨学給付金制度の対象外となる学校に在学しているものに対する給付額については、 <u>国立又は公立の学校</u>				

改正後	改正前
<p><u>に在学する者に対する給付額は月額5,000円とし、私立の学校に在学する者に対する給付額は月額7,000円とする。</u></p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p> <p>(受給者の決定)</p> <p><u>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、別に定める基準により、予算の範囲内で受給者を決定し、その結果を直接又は申請者が在学する学校長を経由して申請者に通知する。</u></p> <p>(給付期間)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p>(給付方法)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>(休止)</p>	<p>(選考委員会)</p> <p><u>第6条 申請者の中から受給候補者を選考するため、芦屋市奨学金受給者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 選考委員会の委員は9人以内とし、教育委員会事務局職員と関係学校長の中から、教育長が、これを任命する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>5 委員長は、会務を掌理し、選考委員会を代表する。</u></p> <p><u>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(受給候補者の選考)</p> <p><u>第7条 選考委員会は、別に定める基準により、申請者の中から受給候補者を選考し、その結果を教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(受給者の決定)</p> <p><u>第8条 教育委員会は、前条の報告に基づき、予算の範囲内で受給者を決定し、その結果を直接又は申請者が在学する学校長を経由して申請者に通知する。</u></p> <p>(給付期間)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>(給付方法)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p> <p>(休止)</p>

改正後	改正前
<p><u>第9条</u> (略) (取消し)</p> <p><u>第10条</u> (略) (報告)</p> <p><u>第11条</u> (略) (返還)</p> <p><u>第12条</u> 受給者が、<u>第9条</u>に定める休止又は<u>第10条</u>に定める取消後の奨学金を既に受給している場合は、速やかに返還をしなければならない。 (補則)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p><u>第11条</u> (略) (取消し)</p> <p><u>第12条</u> (略) (報告)</p> <p><u>第13条</u> (略) (返還)</p> <p><u>第14条</u> 受給者が、<u>第11条</u>に定める休止又は<u>第12条</u>に定める取消後の奨学金を既に受給している場合は、速やかに返還をしなければならない。 (補則)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市奨学金給付規則の改正要綱

1 改正の趣旨

兵庫県における高校生等奨学給付金制度の対象拡充に伴い、給付対象及び給付額を調整するため、及び選考委員会について廃止するためこの規則を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 給付対象の基準額を総所得金額から市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額へ変更（第2条関係）
- (2) 給付額の変更について（第3条関係）
- (3) 選考委員会に係る規定の削除について（第6条・第7条関係）

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

○芦屋市奨学金給付規則

平成4年3月16日

教育委員会規則第2号

芦屋市奨学金給付規則（昭和42年芦屋市教育委員会規則第3号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項の規定に基づき、経済的理由により、修学困難な者に対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を給付し、もって教育の機会均等及び奨励を図ることを目的とする。

（資格）

第2条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、特別支援学校の高等部又は同法第134条に規定する各種学校のうち、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認める学校の高等部に在学していること。ただし、各学校に在学している期間は、正規の修業年限を超えていないこととし、定時制及び通信制の学校については、4年を超えていないこととする。
- (2) 申請者の生計を維持する者が市内に居住し、原則として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、高等学校の定時制に在学している者（独立の生計を営んでいる者に限る。）又は教育委員会が特に必要と認めた者については、市内に居住していることをもって足りる。
- (3) 経済的理由により修学困難な状況にあること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱又は当該年度の兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく高

校生等奨学給付金制度の対象となる学校に在学し、市町村民税所得割額が非課税である世帯に属する者は奨学金の給付を受けることができない。

(給付額)

第3条 前条第1項第1号に規定する学校のうち、国立又は公立の学校に在学する者に対する給付額は月額5,000円とし、私立の学校に在学する者に対する給付額は月額7,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の給付を受けようとする年度分の市町村民税所得割が課税されている世帯に属する者であって、高校生等奨学給付金制度による給付を受けることができる通信制の学校に在学しているものに対する給付額については、国立又は公立の学校に在学する者に対する給付額は月額2,000円とし、私立の学校に在学する者に対する給付額は月額3,000円とする。

(申請期間)

第4条 奨学金の給付を申請することができる期間は、教育委員会が指定する期間とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(申請手続)

第5条 申請者は、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 芦屋市奨学金給付申請書
- (2) 在学を証明する書類
- (3) 申請者の生計を維持する者(第2条第1項第2号のただし書に該当し、独立の生計を営んでいる者の場合は申請者)の前年中の所得を証明する書類
- (4) その他教育委員会が特に必要とする書類

2 前項に規定する書類の添付は、その内容を公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

(選考委員会)

第6条 申請者の中から受給候補者を選考するため、芦屋市奨学金受給者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会の委員は9人以内とし、教育委員会事務局職員と関係学校長の中から、教育長が、これを任命する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を掌理し、選考委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(受給候補者の選考)

第7条 選考委員会は、別に定める基準により、申請者の中から受給候補者を選考し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(受給者の決定)

第8条 教育委員会は、前条の報告に基づき、予算の範囲内で受給者を決定し、その結果を直接又は申請者が在学する学校長を経由して申請者に通知する。

(給付期間)

第9条 奨学金の給付期間は、第5条に定める申請書を提出した年度の4月から当該年度末までとする。ただし、第4条ただし書の申請にあつては、第5条に定める申請書を教育委員会に提出した月の翌月から当該年度末までの期間とする。

2 第4条の規定により教育委員会が指定する期間に申請した場合において、5月以降に第2条に規定する要件が生じた者に係る奨学金の給付期間は、当該要件が発生した月から当該年度末までの期間とする。

(給付方法)

第10条 奨学金は、別に定める方法により給付する。

(休止)

第11条 受給者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月）から復学した日の属する月の前月までの間、月単位で奨学金の給付を休止する。

(取消し)

第12条 受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由が生じた翌月（生じた日が月の初日のときは、その月）以降の奨学金の給付を取消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 詐欺その他不正な行為により奨学金の給付を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が奨学金を給付することが適当でないと認めたとき。

(報告)

第13条 受給者が休学、転学、退学したとき、若しくは住所、氏名その他重要な事項に変更が生じたとき、又は第2条に規定する要件を欠くこととなったときは、証明書類を添えて、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

(返還)

第14条 受給者が、第11条に定める休止又は第12条に定める取消後の奨学金を既に受給している場合は、速やかに返還をしなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月6日教委規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月24日教委規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日教委規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月1日教委規則第3号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月8日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日教委規則第12号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年5月9日教委規則第6号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月16日教委規則第6号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月12日教委規則第2号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月11日教委規則第5号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教委規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日教委規則第24号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日教委規則第10号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教委規則第26号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日教委規則第27号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和8年度芦屋市奨学金改正に係る参考資料

1 これまでの県・市の奨学金制度（令和7年度まで）

(1) 県奨学金

ア 給付対象

非課税世帯が対象

イ 給付額

公立：年額 143,700 円（通信制 年額 50,500 円）

私立：年額 152,000 円（通信制 年額 52,100 円）

(2) 市奨学金

ア 給付対象

基準額（総所得金額が基準）以下の課税世帯が対象（非課税世帯は対象外）

例：4人世帯（子2人）を想定する場合、総所得金額 309 万円（年収目安は約 440 万円）

イ 給付額

公立：年額 60,000 円（通信制 年額 24,000 円）

私立：年額 84,000 円（通信制 年額 36,000 円）

2 改正内容（令和8年度から）

給付対象区分を住民税所得割額へ変更する（これまでは総所得金額を基準としていたが、県奨学金と同じ基準とする）。

給付額は、県奨学金と市奨学金の給付額を合算して、昨年度と同等額になるよう調整する。

【例：4人世帯（子2人）】

●改正前

年収目安	給付対象区分	公立			私立		
		県	市	計	県	市	計
～440万	非課税世帯	143,700	0	143,700	152,000	0	152,000
	課税世帯	0	60,000	60,000	0	84,000	84,000

●改正後

		公立			私立		
		県	市	計	県	市	計
	非課税世帯	143,700	0	143,700	152,000	0	152,000
270万～380万	住民税所得割額105,500円未満	47,900	12,240	60,140	50,670	33,480	84,150
380万～490万	住民税所得割額182,500円未満	35,930	24,120	60,050	38,000	46,080	84,080

※通信制の給付額についても、県奨学金と市奨学金を合算して、昨年度同等額になるよう調整する。

(公立：24,000円/年 私立:36,000円/年)